

## 日高川河川敷における新たな利活用に向けた社会実験仕様書

### 1 目的

御坊市では、令和4年3月に策定した「日高川水系日高川 日高川かわまちづくり ～水辺からつくるひろがるつながる未来へ～」を踏まえ、御坊市のシンボルである「日高川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場の創出に取り組んでいます。

このうち、左岸側にはオートキャンプ場、ゲートボール場、せせらぎ広場、ミニゴルフ場、右岸側には多目的グラウンドが整備され、多くの人が訪れていますが、一部未整備の箇所において、多様な市民ニーズに対応したにぎわいの創出が求められていることから、河川敷の新たな利活用の可能性を検討しています。

本社会実験は、民間事業者による水辺のにぎわい創出などの可能性を検証し、今後の水辺活用に向けた検討の参考とするために実施するものです。

### 2 実施期間

令和4年10月1日（土）から令和4年12月12日（月）まで  
（運用開始は10月1日（土）を予定）

### 3 対象区域

御坊市藤田町藤井地内及び御坊市藤田町吉田地内 二級河川日高川右岸河川敷

### 4 役割分担

#### （1）御坊市

- ア 社会実験全体の総括
- イ 河川法に基づく占用による公有財産の提供
- ウ 関係管理者との調整
- エ 広報等による支援（本市ホームページ等）
- オ 効果・課題等への検証

#### （2）事業者

- ア 社会実験事業の運営主体
- イ 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理と社会実験終了後の原状回復
- ウ 事業の運営（利用の手続、料金徴収、苦情対応、安全管理等）
- エ 利用者への利用・予約方法の周知・広報・利用率向上に向けた取組
- オ 行政課題解決に向けた取組
- カ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供
- キ 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ク 事業報告

#### （3）その他

上記いずれも該当しない内容が生じた場合、御坊市と事業者で協議を行うこととする。

### 5 事業者要件

- （1）財務状況や経営基盤が健全であること。
- （2）事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。
- （3）事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議を行い、認められたものについては、当該事業の

一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(4) 事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。

## 6 費用負担

(1) 本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。なお、対象区域の使用料は課さない。

(2) 利用料金等で得られた収入は、すべて事業者の収入とする。

(3) 資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担とする。

## 7 事業規模

事業規模は、以下(1)～(3)によるものとし、事業の目的及び継続的な事業採算性確保の視点を踏まえて提案すること。

(1) 対象区域は、「3 対象区域」に示すものとする。

(2) 社会実験の目的が達成できる規模及び内容とすること。

(3) 今後の継続的な事業性を見据え、事業採算性の適正化などについて検討を行うこと。

## 8 運営方法

(1) 事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置することなどにより、安全で円滑に取り組むこと。

(2) 出水時には、河川敷が浸水することから、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに堤内地へ撤去すること。

(3) 利用者が安心安全に利用できるよう安全・防犯対策を十分に講じるとともに、河川敷利用のルール・マナー等の理解を深め、適正に河川敷を利用することができるように啓発等を行うこと。

(4) 対象区域は、広場等の既存施設や対象区域外用地に近接することから、その利用を阻害することの無いよう十分に配慮すること。

(5) 対象区域の除草や清掃などの実施により、日高川河川敷の利用環境向上に努めること。

(6) 事故・トラブル等が生じた場合は、迅速かつ適切に対応すること。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急時対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。

(7) 利用者のケガの補償や損害賠償事故(対人、対物)の補償への対応が可能な提案内容とすること。

## 9 利用方法

(1) 利用方法は、誰もが使いやすく、予約～利用～決済まで簡易で利便性が高く分かりやすいものとする。

(2) 利用料金の仕様は、多くの人利用しやすく適切な料金設定とするものとし、具体的な仕様は、事業の目的を踏まえて提案すること。

(3) 利用者の個人情報、御坊市個人情報保護条例(平成15年条例第2号)等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。

(4) 利用者の利便性向上、事業の利用促進のため、チラシや専用のホームページを準備

するなど、積極的な広報周知活動を実施すること。

#### 1 0 運営設備

- (1) 対象区域で使用する設備は、出水時に計画的に撤去可能なものとし、その搬入搬出や設置方法などについては他の利用者に配慮したものとすること。
- (2) 提案内容に火気等の使用や飲食物の提供が含まれる場合は、関係機関等との協議を踏まえて適切に取り扱うこと。

#### 1 1 地域連携

- (1) 対象区域及びその周辺でイベント等が開催される場合は、その実施に十分配慮し、相互連携による活性化に努めること。
- (2) オペレーションスタッフとしての市内居住者の雇用や、運営組織の中に市内事業者を組み入れるなど、本市の経済活性化につながる取組に努めること。

#### 1 2 事業報告

実施・利用状況、その他の事業運営に係るデータを収集及び整理、利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、報告書を本市に提出すること。

##### (1) 提出期限

事業完了後2週間以内（厳守）

##### (2) 報告内容

- ・利用状況（予約実績、利用実績等）
- ・収支状況
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
- ・日高川河川敷における新たな利活用に向けた課題等
- ・その他、御坊市が指定する事項

#### 1 3 原状回復

社会実験終了後は、事業者が自らの費用負担において、使用前の状態に回復すること。

#### 1 4 財産の帰属

本事業において、事業者の負担で構築したシステム、設備等の財産は、事業者に帰属するものとする。

#### 1 5 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、御坊市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願する場合、御坊市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。